

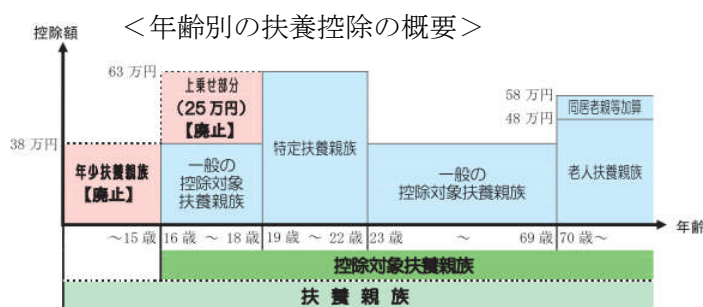


《会計・税務の知識》源泉徴収事務/扶養控除の改正

平成22年度の税制改正により、所得税・源泉所得税関係について大きな改正がありました。中でも、関係する方が多いと思われる扶養控除の見直しに伴う扶養親族の数の計算については、特に注意が必要になります。子供手当や高校授業料実質無償化に伴い、年少扶養親族は廃止され、特定扶養親族のうち高校生を対象とする層は上乗せ部分が廃止されました。これらの改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。今年1月以後支払うべき給与から源泉徴収税額の見直しが必要になりますので、改正点をおさらいしたいと思います。

【改正点】

- 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（控除対象扶養親族）となりました。住民税も同様に年少扶養親族に対する扶養控除（控除額33万円）が廃止されました。
- 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除上乗せ部分25万円（個人住民税は12万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円（個人住民税は33万円）となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- 同居する特別障害者に対する障害者控除については、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、控除額は特別障害者の障害者控除額40万円に35万円（個人住民税は23万円）を加算した75万円（個人住民税は53万円）に改められました。なお、給与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含む）又は同居特別障害者に該当する時は、従前どおり、扶養親族の数に1人を加えて計算します。



出典：国税庁パンフレット「平成23年分の給与の源泉徴収事務」

【源泉徴収事務ご担当の方】

上記の改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与から源泉徴収税額の見直しが必要となりますので、次の扶養親族等の数の求め方を参考に、扶養人数の確認と変更をお願い致します。

＜税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方＞

- 所** 所得者 **扶** 扶養親族のうち年齢16歳未満の人(扶養親族等の数には加算しません)
- 配** 控除対象配偶者 **控扶** 控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の人)
- 学** 勤労学生 **寡** 寡婦(特別の寡婦を含みます)又は寡夫
- 障** 障害者 **同障** 同居特別障害者

(参考：国税庁パンフレット「平成23年分の給与の源泉徴収事務」)

例	① 所	① 所 — 配	① 所 — 配	① 所 — 配
	② 所 — 扶	② 所 — 控扶	② 所 — 控扶	② 所 — 控扶(障)
	③ 所(障) ④ 所(寡)	③ 所 — 配	③ 所 — 配	③ 所 — 控扶(同障・障)
	⑤ 所(学)	⑤ 所 — 扶(障)	⑤ 所 — 扶(障)	⑤ 所 — 配
⑥ 所 — 扶(障)	⑥ 所(寡) — 控扶	⑥ 所(寡) — 控扶	⑥ 所 — 扶(同障・障)	
扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人

(担当：太田)